

誰もが安心して暮らせる埼玉県に

障害者虐待 みんなでなくそう



障害のある人を支援する全ての人へ
もう一度、大切なことを確認してください。
みんなで虐待の未然防止、早期発見と早期対応に
取り組んでいきましょう。



彩の国 埼玉県



障害者虐待防止法の基本的内容

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法は、障害者の尊厳を守り虐待を防ぐための法律です。

特に重要な項目は、次の2つです！ みなさんもう一度読んでください。改めて自分の支援、事業所や施設のなかの支援を確認してみましょう。

- 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 障害者福祉施設従事者等は、障害者虐待を通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。

- 障害者虐待とは、次の5つをいいます。

身体的虐待

身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、正当な理由なく身体を縛ること。

(具体例) 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物などを口に入れる
必要のない身体拘束をする (ベッドや椅子に縛り付ける、部屋に閉じ込めるなど)

(虐待のサイン) 身体に小さな傷や痣などが頻繁にみられる。急におびえたり怖がったりする。

性的虐待

無理やりわいせつな行為をしたり、させたりすること。

(具体例) 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする (裸の写真を撮る)、キスする
わいせつな言葉を発する、わいせつな映像等を見せる

(虐待のサイン) 不自然な歩き方をする。周囲の人の体に触るようになる。

心理的虐待

暴言や拒絶するような対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。

(具体例) 侮辱する言葉を発する、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格をおとしめる扱いをする
(虐待のサイン) 怯える・わめくなどのパニック症状を起こす。顔の表情などが無くなる。

放棄・放置 (ネグレクト)

食事や入浴・排泄などの世話や介助をほとんどせずに衰弱させること。必要な福祉サービスを受けさせないこと。ほかの障害者からの虐待を放置し養護すべき義務を著しく怠ること。

(具体例) 食事や水分を十分に与えない、あまり入浴をさせない、排せつの介助をしない
汚れた服を着させ続ける

(虐待のサイン) 身体から異臭がする。ずっと同じ服を着ている。過度に空腹を訴える。

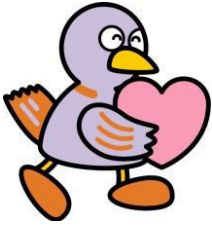
経済的虐待

本人の同意なしに年金や財産を処分すること。また、理由なく金銭を与えないこと。

(具体例) 障害者本人の年金や賃金を渡さない、同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
(虐待のサイン) サービス利用料の支払いが滞る。お金の管理について本人が知らない。

→ 日ごろ支援している障害者にこのような虐待のサインがないかどうか注意してください。早期発見が虐待の深刻化・重大化を防ぎます。

→ 発見した場合は、勇気をもって地元の市町村(障害福祉担当課)に電話をしてください。通報したあなたの秘密は守られます。匿名でも結構です。



虐待防止のための気づきチェックシート

今一度確認してみてください。支援員だけでなく、法人の役員、施設長、管理者、運転手、事務職員など、障害者に接する人は全てこのチェックシートの対象です。

(施設の在り方について)

チェック項目	チェック欄
倫理綱領、行動指針、虐待防止マニュアルが定められ、職員に周知されている。	
権利侵害防止の掲示物などが職員や利用者の見やすい場所に掲示されている。 (虐待発見時の通報連絡先も明記している。)	
職員に対して、虐待の防止に関する研修や人権意識、知識や技術向上のための研修を実施している。(定期的に、全ての職員に対して実施。)	
管理者が現場に足を運び、支援の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握している。	
ボランティアや実習生の受入を積極的に行い、外部の人たちの率直な声を聴いている。	
地域の祭りに参加するなど、外部との交流を積極的に行い、開かれた施設づくりに努めている。	
埼玉県の障害者虐待防止・権利擁護研修に参加したことがある。	

(利用者への対応について)

チェック項目	チェック欄
利用者の人格を尊重した接し方や呼び方をしている。	
利用者又はその御家族への説明はわかりやすく行い、威圧的な態度、命令的な口調にならないようにしている。	
利用者の嫌がることを強要したり、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	
利用者に対するサービス提供に関わるケース記録等については、ごまかしたり、うそをついたりせず、事実を正確に記入している。	
他の職員が、利用者に対してあなたが不適切な支援と思われる行為を行っている場面を見た場合には、管理者等に必ず報告している。	
普段と変わったところがないかなど、虐待の徴候がないか気をつけている。	

※ 当てはまらない項目が多い場合には、虐待が起こりやすい環境です。今一度、職員全員で話し合ってください。



虐待防止・よくある質問と回答

よくある質問をまとめてみました。その他わからないことがあれば、市町村の「障害者虐待防止センター」などに質問してください。

みなさん一人ひとりの理解を深めることが、虐待防止の取組を進める第一歩です。

Q. 障害者虐待かどうかの判断がつかないので、通報できません。

A. あなたが、障害者虐待と感じたり、見かけた場合、通報してください。虐待かどうかの判断は必要ありません。証拠も不要です。

Q. 通報は、どこにするのでしょうか。

A. 虐待を受けたと思われる障害者が住んでいる市町村の「障害者虐待防止センター」または障害福祉担当課へ連絡してください。虐待を受けたと思われる障害者の住所等がわからない場合は、その施設の所在地である市町村の「障害者虐待防止センター」または障害福祉担当課に連絡してください。

Q. 市町村の「障害者虐待防止センター」の連絡先がわかりません。

A. 埼玉県ホームページに、県内市町村の「障害者虐待防止センター」の一覧を掲載しています。

Q. 通報を受理した市町村の「障害者虐待防止センター」などでは何を行うのですか。

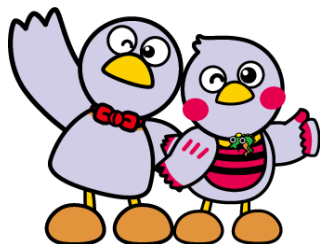
A. 実際に障害者虐待が行われているか、立入調査を行い、必要に応じて障害者を一時保護したりします。その結果に基づき、県に報告します。

Q. 市町村から報告を受けて、県では何を行うのですか。

A. 状況に応じて、市町村と一緒に立入調査を実施し、その結果に基づき、事業所に対して、報告書の提出や改善命令を行います。

Q. 障害者虐待の対応について、もっと詳しく知りたいのですが。

A. 厚生労働省の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」をぜひ参照してください。これは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。



発行

埼玉県福祉部障害者支援課 総務・市町村支援担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3319

FAX 048-830-4783

E-mail a3300-08@pref.saitama.lg.jp